（第四管区海上保安本部警備救難部国際刑事課長）同　榎本　良昭
名古屋海上保安部三河海上保安署長に転任させる
三河港長を命ずる
（高松海上保安部坂出海上保安署長）同　岸田　慶
玉野海上保安部次長に配置換する
坂出港長を免ずる
（広島海上保安部柳井海上保安署長）同　古谷　守
高松海上保安部坂出海上保安署長に配置換する
坂出港長を命ずる
柳井港長を免ずる
（広島海上保安部岩国海上保安署次長）同　田川　龍治
広島海上保安部柳井海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる
柳井港長を命ずる
（釜石海上保安部警備救難課長）同　渋谷　峰雄
釜石海上保安部宮古海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる
（第十一管区海上保安本部警備救難企画調整官）同　相馬　淳
横浜海上保安部三崎海上保安署長に転任させる
（第三管区海上保安本部警備救難部救難課運用司令センター所長）同　吉野　英二
横須賀海上保安部湘南海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる
（第五管区海上保安本部警備救難部刑事課長）同　高梨　康則
神戸海上保安部西宮海上保安署長に転任させる
（鹿児島海上保安部巡視船はやと機関長）同　白澤　節範
和歌山海上保安部海南海上保安署長に転任させる
（門司海上保安部下関海上保安署長）同　下釜　和也
門司海上保安部次長に配置換する
（第七管区海上保安本部警備救難部国際刑事課長）同　中尾　寿郎
門司海上保安部下関海上保安署長に転任させる
（門司海上保安部苅田海上保安署長）同　堀江　泰
佐世保海上保安部次長に配置換する
（佐世保海上保安部次長）同　白石喜代和
門司海上保安部苅田海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる
（福岡海上保安部交通課長）同　市坪　義和
門司海上保安部宇部海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる
宇部港長を命ずる
（佐世保海上保安部平戸海上保安署長）同　千原　信智
函館海上保安部次長に配置換する
（第七管区海上保安本部警備救難部刑事課専門官）同　濱尾　厳二
佐世保海上保安部平戸海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる
（舞鶴海上保安部宮津海上保安署長）同　今村　喜好
舞鶴海上保安部次長に配置換する
宮津港長を免ずる
（境海上保安部隠岐海上保安署長）同　薄　道雄
舞鶴海上保安部宮津海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる
宮津港長を命ずる
（七尾海上保安部能登海上保安署長）同　高野　修
第九管区海上保安本部新潟航空基地次長に転任させる
（新潟海上保安部上越海上保安署長）同　曽我　憲夫
七尾海上保安部能登海上保安署長に昇任させる
三等海上保安監を命ずる
（鹿児島海上保安部指宿海上保安署長）同　齋藤　弘
対馬海上保安部次長に配置換する
（宮崎海上保安部日向海上保安署長）同　前畠　学
鹿児島海上保安部指宿海上保安署長に配置換する
（第十管区海上保安本部警備救難部国際刑事課長）同　室屋　義弘
宮崎海上保安部日向海上保安署長に転任させる
（第十管区海上保安本部総務部総務課警務管理官）同　曽我　嘉夫
熊本海上保安部天草海上保安署長に昇任させる（以上四月一日）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２８１１号

埼玉県戸田市本町５―５―14、住民票上の住所埼玉県川口市大字東本郷988―２
債務者　假谷　貴之
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　根本健一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月13日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８３６号

東京都北区豊島５丁目６―11―709
債務者　宇都　正行
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　並木　陽介
4　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９４９号

東京都大田区中央６丁目10―８
債務者　鶴若　義宏
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　隆一
4　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月13日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９６０号

東京都大田区池上７丁目５―６
債務者　松江誠一郎こと　全　鎬成
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　尚人
4　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９６１号

埼玉県幸手市南３丁目７―８
債務者　加藤ミヨシ
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本佐弥香
4　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０１３号

神奈川県横須賀市東浦賀１丁目２―４―403
債務者　江口　将史
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　平三
4　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
東京地方裁判所民事第20部